

第2号様式

随意契約の内容の公表

担当部課	教育委員会事務局 生涯学習課	
契約締結年月日	令和7年11月25日	
業務名	文化会館ホール中割幕緊急修繕	
業務の概要	文化会館ホール中割幕の取替修繕一式	
契約金額(税込)	2,783,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	三精工事サービス株式会社 名古屋支店	
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <small>(該当する□欄に印をつけること)</small>	
	<input type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input checked="" type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	文化会館ホール中割幕の破損が確認され、落下事故等が懸念される状況であり、緊急に修繕を行わなければ文化会館利用者の安全に支障をきたすものである。また、見積徴収業者である三精工事サービス株式会社は当該設備の定期保守点検を行っており、設備の構造及び現状を熟知していることから、1者による随意契約とした。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局生涯学習課です。